

高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、生活衛生営業指導事業を推進するため、公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して補助する。

(1) 相談指導事業

令和7年3月3日付け健生衛発0303第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく相談指導事業

(2) 情報化整備事業

令和7年3月3日付け健生衛発0303第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく情報化整備事業

(3) 後継者育成支援事業

令和7年3月3日付け健生衛発0303第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく後継者育成支援事業

(4) 健康・福祉対策推進等事業

令和7年3月3日付け健生衛発0303第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく健康・福祉対策推進等事業

(5) 消費者等コールセンター事業

令和7年3月3日付け健生衛発0303第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知に基づく消費者等コールセンター事業

(6) 振興事業

生活衛生関係営業の振興を図るため次に掲げる事業

ア 生活衛生関係営業における消費者サービスの向上及び需要の開拓に資するための事業

イ 生活衛生関係営業の共同福利厚生事業その他雇用管理改善に資する共同事業

ウ 生活衛生関係営業の専門技術者養成及び確保事業

エ 生活衛生関係営業の後継者育成のための事業

オ 生活衛生関係営業の組織の促進及び活動の活性化に関する事業

カ アからオまでに掲げるもののほか、生活衛生関係営業の振興を図るための事業

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費及び補助基準額は、別表第1に定めるとおりとし、実支出額と基準額とを比較していずれか少ない額を予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付の申請手続)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の補助金等交付申請書には、次に掲げる関係書類を添えなければならない。

- (1) 別記第2号様式による事業計画書
- (2) 別記第3号様式による経費所要額計算書
- (3) 別記第3号様式の2による経費所要額計算書内訳
- (4) 別記第4号様式による収支予算書
- (5) 本県における県税の滞納がないことの証明書

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の補助金等交付申請書の内容が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、指導センターに通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき又は本県において県税の滞納があるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、指導センターが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、指導センターは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の変更を除く。）又は補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、事前に別記第5号様式による変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第6号様式による中止（廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める

期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

- (11) 補助事業の完了後に、補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額が零円の場合を含む。）は、別記第12号様式により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月25日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額（要補助金等返還相当額）を県に返還しなければならないこと。
- (12) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めること。
- (13) 補助事業又は指導センターに関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。
- (14) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第1号から第12号までの条件を付さなければならないこと。

（概算払）

- 第8条 補助金は、知事が必要があると認めたときは、概算払をすることができるものとする。
- 2 指導センターは、前項の規定に基づき補助金の概算払を請求をしようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

- 第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第8号様式によるものとし、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月3日までに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第7条第7号補助の条件ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第7条第7号補助の条件ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第12号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。
 - 4 第1項の補助事業等実績報告書には、次に掲げる関係書類を添えなければならない。

- (1) 別記第9号様式による事業実績書
- (2) 別記第10号様式による経費所要額精算書
- (3) 別記第10号様式の2による経費所要額精算書内訳
- (4) 別記第11号様式による収支決算（見込み）書
- (5) 別記第12号様式による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（雑則）

第10条 知事は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、この要綱に定めるもののほか、必要があると認める事項を指示し、又は書類の提出を求めることができる。

附則

- 1 この要綱は、平成20年9月2日より施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条並びに第7条第5号、第6号、第8号から第11号まで及び第13号の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成21年4月16日より施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年8月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年8月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年6月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年9月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年6月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年6月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年 5 月22日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年 5 月27日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年 6 月 5 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年 5 月31日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年 6 月25日から施行し、平成31年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月28日から施行し、同月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月20日から施行し、同月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月17日から施行し、同月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月11日から施行し、同月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月16日から施行し、同月 1 日から適用する。